

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年7月31日開催 主要行等]

1. 「令和6年7月9日からの大雨」及び「令和6年7月25日からの大雨」にかか る災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年7月9日からの大雨及び令和6年7月25日からの大雨にかか
る災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 7月9日からの大雨にかかるとる災害等に対し、島根県に災害救助法が適用さ
れたことを受け、7月11日（木）、中国財務局より日本銀行との連名で「金
融上の措置要請」を島根県内の関係金融機関等に発出した。
- また、7月25日からの大雨にかかるとる災害等に関し、山形県及び秋田県に
災害救助法が適用されたことを受け、同日、東北財務局より日本銀行との連
名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被
災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支
援対応を改めてお願いしたい。

2. 骨太の方針・新しい資本主義実行計画等について

- 6月21日、「経済財政運営と改革の基本方針2024」や「新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等が閣議決定された。
- 金融庁関連では、
 - ・ 金融機関等による経営改善・再生・再チャレンジ支援、事業承継及びM
& A支援の促進、
 - ・ NISAの活用等や金融経済教育の充実、コーポレートガバナンス改革

の実質化、資産運用業とアセットオーナーシップの改革など、資産運用立国の実現に向けた取組の推進、

- ・ 非上場株式の流通活性化など、スタートアップへの資金供給に関する環境整備、
- ・ インパクト投資の推進や、アジアと連携したトランジション・ファイナンスの推進、サステナビリティ情報開示の充実など、サステナブルファイナンスの取組、

などの施策が盛り込まれている。

- 政府方針に盛り込まれたいずれの施策も、重要な施策であり、金融庁としては金融が実体経済や国民生活をしっかりと下支えできるよう、重点的に取り組んでいく所存。
- 資産運用立国の実現に向けた取組の観点からは、投資商品の取扱いに当たって、顧客本位の業務運営を営業や商品企画の現場まで徹底いただくことを期待する。
- 政府では、家計の資金が成長投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで更なる投資や消費に繋がる、という「成長と分配の好循環」の実現に向け、2023年12月策定の「資産運用立国実現プラン」に従い、アセットオーナーシップの改革に取り組んでいる。
- 資産運用業を傘下に持つ大手金融グループに対して、グループ内での資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付けを明確にし、運用力向上やガバナンス改善・体制強化を図るためのプランを策定・公表いただくよう要請しており、既に多くのグループがプランを公表しているが、そのプランを着実に実行いただき、資産運用ビジネスの高度化に向けた積極的な取組みが進められることを期待する。

3. 国内外の金融経済情勢の動向を踏まえた対応

- 日本経済や金融を取り巻く環境は足元で変化しており、2024年3月の日本銀行による金融政策の枠組みの見直し以降、多くの金融機関では預金金利の引き上げを決定したほか、一部では住宅ローン金利引き上げの動きもあると承知している。
- 金利変動は顧客にも様々な影響を及ぼし得る。貸出金利に係る協議に際しては、顧客企業に十分に説明を行うことはもとより、個々の借り手の状況を踏まえ、必要に応じて適切な返済計画のアドバイスを行っていただきたい。
- 金融庁としても、金融政策や各金融機関等の動向と、それによる中小企業や住宅ローンの利用者等への影響について、引き続き注視する。

4. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮について

- 銀行が、国内で質の高い金融仲介機能を持続的に発揮していくには、財務の健全性と業務の適切性を中長期的に維持することが不可欠。
- そのためには、各行において、強固なガバナンス、リスク管理態勢、内部監査態勢が構築され、健全なリスクカルチャー、融資規律が醸成されていることが必要。
- 金融庁では、2024事務年度も、各行が財務の健全性と業務の適切性を中長期的に維持するため、通年検査によるモニタリングを実施。
- その際、国内外景気・物価・金利動向、国内外不動産市況、ノンバンク金融仲介（NBFII）の拡大、地政学リスク、サイバー攻撃の脅威拡大等を念頭に、各行のリスクアペタイトやリスクテイク方針を確認したうえで、それに応じた審査態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢が構築されているか、健全なリスクカルチャー、融資規律が醸成されているかを検証する方針。
- 現時点での主な検証事項
 - （1）ガバナンス態勢

- ・ グループ・グローバルベースで健全なリスクカルチャーが醸成されているか、内部監査の高度化に向けた取組みが進捗しているか、海外拠点調査を活用しつつ検証。

(2) 信用リスク管理態勢

- ・ 大口与信管理や国内外不動産融資等を含めた審査・リスク管理態勢の機能発揮状況を検証。

(3) 市場リスク管理態勢

- ・ 内外金利環境の転換を踏まえ、有価証券評価損益のコントロール状況や預貸証のポートフォリオ計画策定における組織一体的な議論・検討状況のほか、銀行勘定全体から生じる金利リスク管理態勢を検証。

(4) 流動性リスク管理態勢

- ・ 日本銀行と連携し、外貨流動性ストレステストに係る預金流出率の見直しやグローバルな計測態勢等を検証。

(5) IT・サイバーリスク管理態勢

- ・ 子会社や外部委託先を含めたリスク管理態勢の機能発揮状況（後述）、TLPT（脅威ベースのペネトレーションテスト）の実施・活用状況、オペレーショナル・レジリエンスの状況（後述）等を検証。3メガバンクを中心に、グループ・グローバルベースでのIT戦略及びITセキュリティの全体像と有効性を検証。

(6) 顧客本位の業務運営

- ・ 外貨建一時払保険、仕組債、仕組預金といった金融商品を中心に、販売会社のプロダクトガバナンス態勢や販売・管理態勢を検証。

(7) 気候変動

- ・ 短期のシナリオを用い、移行リスクが信用リスクを通じて銀行の財務に与える影響を検証。

✓日本銀行と共同で共通シナリオを用いたシナリオ分析の第2回エクササイズを実施。

- ・金融機関の気候関連金融リスク管理やトランジション・ファイナンス等を通じた顧客支援の取組みの進展状況を検証※

※金融庁では、モニタリング部門に「気候関連リスクモニタリング室」を設置（2024年8月1日）。

- 金融庁では、主要行等が、国際競争力を高めることを通じて、国民や国内顧客により高度で質の高い金融サービスを提供することを期待。このため、金融庁では、海外当局とコミュニケーションを取りつつ、各行の取組を支援する方針。

✓差し当たり、生成AIを含むAIやブロックチェーン技術の急速な進展等を踏まえ、得られる利益と潜在的なリスクのバランスを考慮しながら、業務効率化や新たな金融サービスの創出など健全なテクノロジー活用に向けたリスク認識共有等による支援を検討。

5. 事業性融資の推進について

- 2024年の通常国会において、企業価値担保権の創設等を盛り込んだ「事業性融資の推進等に関する法律」が成立した。
- これを受けて、金融庁では、法令の円滑な施行を含め、事業性融資の更なる進展を図るべく、2024年7月に総括審議官をチーム長とする「事業性融資推進プロジェクト・チーム」を発足させた。
- 当該プロジェクト・チームでは、企業価値担保権が選択肢の一つとして活用されるよう、与信判断に当たっての審査や会計上の取扱い等の実務上の論点を議論するとともに、今後の法令整備や制度趣旨等に関する周知・広報等に取り組むこととしている。施行までの間に、各金融機関とも丁寧に相談していく。

- 金融庁としては、これらの取組みを通じながら、各金融機関とのコミュニケーションを密にして、事業の将来性を踏まえた融資や経営支援を行いやすくなるよう、注力をして環境整備を進める。各金融機関において、疑問や批判も含め個別にお悩み等があれば、金融庁まで気兼ねなくご相談、ご直言いただきたい。

6. 「経営者保証改革プログラム」の実行推進について

- 経営者保証改革プログラムの進捗について、6月末に2023年度の実績を公表したところだが、無保証融資割合については全業態平均では47.5%と、2022年度の33.9%を大きく上回る結果となった。
- 主要行等の全体平均でも、60.3%と、2022年度の56.6%を上回る結果となっており、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組が進んでいるものと考えている。また、実績の公表に合わせて、『「経営者保証改革プログラム」を受けた経営者保証に依存しない融資を促進するための取組事例集』についても公表しているので、こちらも参考にしつつ、引き続き取り組んでいただくよう、お願いしたい。
- なお、2024年4月の意見交換会において、2023年3月以前に締結した根保証契約のうち、保証の必要性等の説明対応が未了、又は対応していない金融機関におかれては、早急に対応していただくよう、お願いした。
- 金融庁としても、現状を把握すべく、2024年3月時点における「2023年3月以前に締結した根保証契約」に係る説明状況を調査したところ、一部の金融機関において「説明を未実施の先が過半ある」「説明の実施状況を把握していない」といった回答が見受けられた。
- こうした実情も踏まえ、「2023年3月以前に締結した根保証契約」について、保証契約の必要性を事業者の説明・記録いただく内容を改正監督指針案に盛り込み、6月末にパブリックコメントを開始したところである。

- 説明対応が未了となっている金融機関におかれては、監督指針改正案の趣旨も踏まえて、2025年3月末までには対応していただきたい。

7. 自然災害ガイドラインの積極的な周知広報について

- 自然災害により被災された個人に対する二重ローン対策においては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用が重要である。
- 令和6年能登半島地震についても発災から半年が経ち、2024年1月から6月末までの登録支援専門家への委嘱件数は132件と承知しているが、引き続きの活用促進が重要である。
- 能登半島地震を含め、自然災害により住宅ローン等の返済に不安を抱える被災者に対しては、各金融機関から積極的に同ガイドラインの周知広報に努めていただきたい。例えば、
 - ・ 住宅ローン等の返済の一時停止や条件変更等の申出があった場合、
 - ・ 既往債務がある被災者から追加の住宅ローン等の申込みがあった場合などには、同ガイドラインの案内をお願いしたい。

8. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用実績について

- 7月5日に、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の2023年度活用実績を公表した。
- 本ガイドラインを活用した2023年度の事業再生・弁済計画の成立件数は133件と、2022年度の28件を大きく上回る結果となった。また、2022年度からの累計では、37都道府県の活用実績が報告され、地域的な広がりも見られているほか、半数近くの銀行が、本ガイドラインを活用したと聞いている。
- 金融機関においては、引き続き、本ガイドラインの活用を含む事業再生支

援に積極的に取り組んでいただきたい。

9. 7月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

○ 7月 25 日から 26 日にかけて、ブラジルのリオデジャネイロにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容は以下のとおり。

- ・ まず、金融システムの脆弱性への対処、及び、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼル III 枠組みの全ての要素を完全かつ統合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、2024 年 5 月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、G20 でも再確認された。
- ・ また、ノンバンク金融仲介（NBFI）セクターの強靱性の強化に関する FSB 進捗報告書が歓迎された。オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係る FSB の政策勧告の実施への支持が示されるとともに、証拠金の備えやレバレッジに関する政策作業への期待が示された。
- ・ 暗号資産に関しては、FSB ハイレベル勧告を実効的に、適時に、かつ調和された方法で実施するとのコミットメントが再確認された。また、金融活動作業部会（FATF）による FATF 基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFi や P2P 取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。
- ・ その他、クロスボーダー送金に関する G20 ロードマップの実施へのコミットメントが再確認されるとともに、自然関連金融リスクに関連する金融当局の規制監督上のイニシアティブ及び課題を取りまとめた FSB のストックテイクが歓迎された。
- ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスについては、金融機関及び企業の「公正な」移行計画の推進に焦点を当てた議論への支持が示された。ま

た、サステナビリティ報告基準の実施に当たっての、特に中小企業や新興途上国における課題に対処し、信頼性のある、比較可能で、相互運用性のあるサステナビリティ報告開示基準を促進する方法に関する勧告への期待が示された。

- 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、2024 年 10 月にワシントン D. C. で開催される予定。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していく

10. FATF 勧告 16（クロスボーダー送金）改訂案の検討進捗について

- 金融活動作業部会（FATF）は、新たな決済手段・技術・プレイヤーの登場等による決済市場構造の変化、及び、決済規格の標準化を念頭に、必要なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の遵守及び FATF 基準の技術的中立性を確保しつつ、クロスボーダー送金を、より迅速で、より安価で、透明性の高い、包摂的なものとするため、現在、勧告 16 の改訂作業を進めている。
- 2024 年 2 月末～5 月初旬にかけて実施された市中協議に際して、各金融機関から貴重な意見をいただいた。
- 2024 年 6 月 26 日～28 日に開催された FATF 全体会合において、本市中協議の結果も踏まえ、勧告改訂の内容の複雑性及び決済システムへの影響に鑑み、最終化の前に官民の関係者との更なる対話が必要であり、もう少し時間をかけて検討していく旨、合意した。
- 金融庁としては、引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、最終化に向けた議論に貢献していく。

11. 外部委託先のサイバーセキュリティリスク管理について

- 金融機関が一部業務を委託している先のサーバー等がランサムウェアに感染し、結果として、金融機関の顧客情報が当該委託先から漏えいする事案が発生。
- 当該先への業務委託元金融機関は委託顧客情報を検証し、漏えいがあった場合には、個人情報保護法に基づき適切な対応が必要。
- 金融庁では、今回の事例を踏まえて、金融機関の委託先管理の在り方について検討する方針。

12. オペレーショナル・レジリエンスについて

- 2024年7月19日に発生したCrowdStrike社ソフトウェアに起因する世界的な障害を踏まえ、金融庁では、金融機関における国内外の業務への影響把握、顧客対応、業界内・金融庁・各国当局との情報共有、コンティンジェンシープランの発動の検討などを含め、金融セクター全体のオペレーショナル・レジリエンス強化を促すとともに、金融庁としても金融セクター全体の連携及びオペレレジ向上のための取組みを検討する方針。

13. 金融犯罪対策について

- 2024年6月、政府が策定した「国民を詐欺から守るための総合対策」を受け、金融庁では「マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室」を「金融犯罪対策室」に改組。
- 金融庁では、利用者が安心してサービスを利用できるよう、金融犯罪被害防止にも力点を置き、同対策に盛り込まれた「法人口座を含む預貯金口座等の不正利用防止」を含め、投資詐欺をはじめとする金融犯罪への対策を関係省庁や業界団体と連携して早急に講じる方針。

14. 無登録業者の為替取引に利用されている口座情報の提供について

- 銀行法に基づく銀行業の免許または資金決済法に基づく資金移動業の登録を得ることなく為替取引を業として営むことは禁止されている。
- しかしながら、いわゆるオンラインカジノ等の違法なサイトを運営する事業者への送金について、銀行免許や資金移動業登録を得ていない無登録業者が関与している例が見られる。加えて、そのような無登録業者の為替取引には、無登録業者が金融機関に開設した口座が利用されている例が存在。
- こうした状況を踏まえ、金融庁では2024年5月17日付で事務ガイドライン（資金移動業者関係）を改正し、当局において、オンラインカジノへの送金等、悪質な無登録業者の取引に利用されている口座情報を入手した場合、当該口座を開設する金融機関に対して、預金口座の不正利用に関する情報提供を行う旨、明記した。
- これを踏まえ、各業界団体には2024年6月28日付で周知文を発出したところであるが、各金融機関において、このような預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行や、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに基づくリスク低減措置等、必要な対応を行っていただきたい。

15. 「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024年6月）」の公表について

- 2024年3月末のマネロンガイドラインに基づく態勢整備の期限を迎え、今後はFATF第4次審査での指摘への対応から第5次審査に向けた実効性の向上に視点を移していくことが必要である。
- また、特殊詐欺等の急増とこれらにおける金融サービスの不正利用への対策は目下の最重要課題である。
- このような認識の下で、「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題

(2024年6月)」、通称マネロンレポートの最新版を取りまとめ、2024年6月28日に公表した。

- 2024年3月末の態勢整備期限以降、高度化に向けて有効性検証を各金融機関が実施する際に参考となる取組事例や足下で急増している口座不正利用に対する先進的な取組についても記載しており、各金融機関においては、このレポートを参考に、自らの組織のマネロン等対策の強化・高度化に取り組んでいただきたい。

16. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表について

- 2023年度に発生したシステム障害の傾向・事例をまとめた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を2024年6月26日に公表した。
- 本レポートは、障害の端緒に着目して障害事例を分類し、原因と課題を分析している。また、ITレジリエンス強化の参考となるよう、ATM停止時の円滑な顧客対応や、コンティンジェンシープランに則った円滑なシステム復旧などの障害対応の好事例も記載している。
- 加えて、今般のレポートにおいては、「金融機関における脅威ベースのペネトレーションテスト(TLPT)の好事例及び課題」及び「オペレーショナル・レジリエンスに係る金融機関との対話等の概要」のコラムも掲載している。
- 各金融機関においては、本レポートを参考に、安定したサービス提供のため、一層のシステムリスク管理の強化に取り組んでいただきたい。

17. 不動産業向け貸出等に係るデータ分析事例の公表について

- 2024年7月2日及び9日に、『FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集- (2024.7)』を公表した。本レポートは、金融庁におけるデータ活用的高度化に係る取組の一環として、当庁が実施したデータ分析事例を取りま

とめたものである。

(参考) <https://www.fsa.go.jp/common/about/kaikaku/fsaanalyticalnotes/index.html>

- 今回のレポートでは、共同データプラットフォームで収集した貸出明細データも一部活用し、「地方銀行における不動産業向け貸出及びその債務者区分の動向に関する分析」を含む4本の分析を掲載している(※)。

利用可能データの関係上、本レポートの分析は地方銀行が対象となっているが、足元の不動産市況の動向も踏まえ、地方銀行に限らず、不動産業向け貸出の動向を今後とも注意深くモニタリングしていきたいと考えている。

※ 不動産業向け貸出に係る分析の他、「企業間取引ネットワーク分析」「労働状況の変化を踏まえた人材不足倒産に関する分析」「高速取引行為が市場流動性や市場変動の大きさに与える影響に関する分析」を公表。

- 引き続き、様々な分野において、高粒度データを用いて多面的な実態把握に取り組んでいきたいと考えており、データに根差したモニタリングの高度化を目指していく。

18. NISAに関する一般向け資料集について

- 6月26日、金融庁のNISA特設ウェブサイトにて、NISAに関する一般利用者向けの資料集を公開した。新しくNISAを始めた方に、あるいは市場が変動する中においてもNISAを適切に活用いただけるよう、制度についてよく質問をいただく点や、利用する際の留意点、活用事例等について、わかりやすく紹介している。
- 既にこの場で申し上げているとおり、NISAに関して国民の関心が高まっている今だからこそ、国民に適切に制度を活用いただけるよう、今一度、官民が連携した周知・広報が重要である。
- 各金融機関においても、利用者への制度説明等の際に、活用いただきたい。また、内容について、改善できる点があれば、ぜひ意見をお寄せいただきたい。

い。

(参考) NISA に関する一般向け資料集

https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/slide_202406.pdf

(以 上)